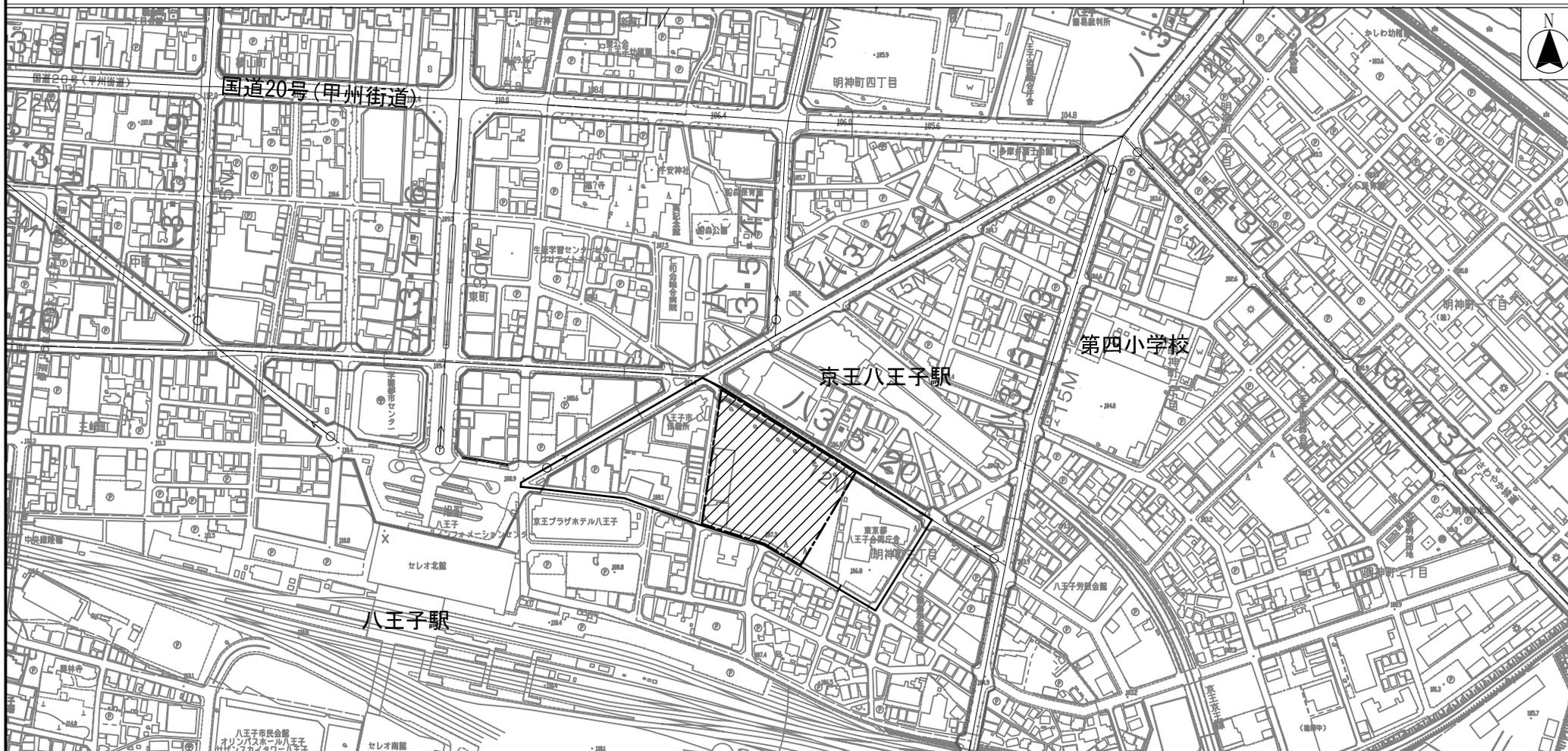


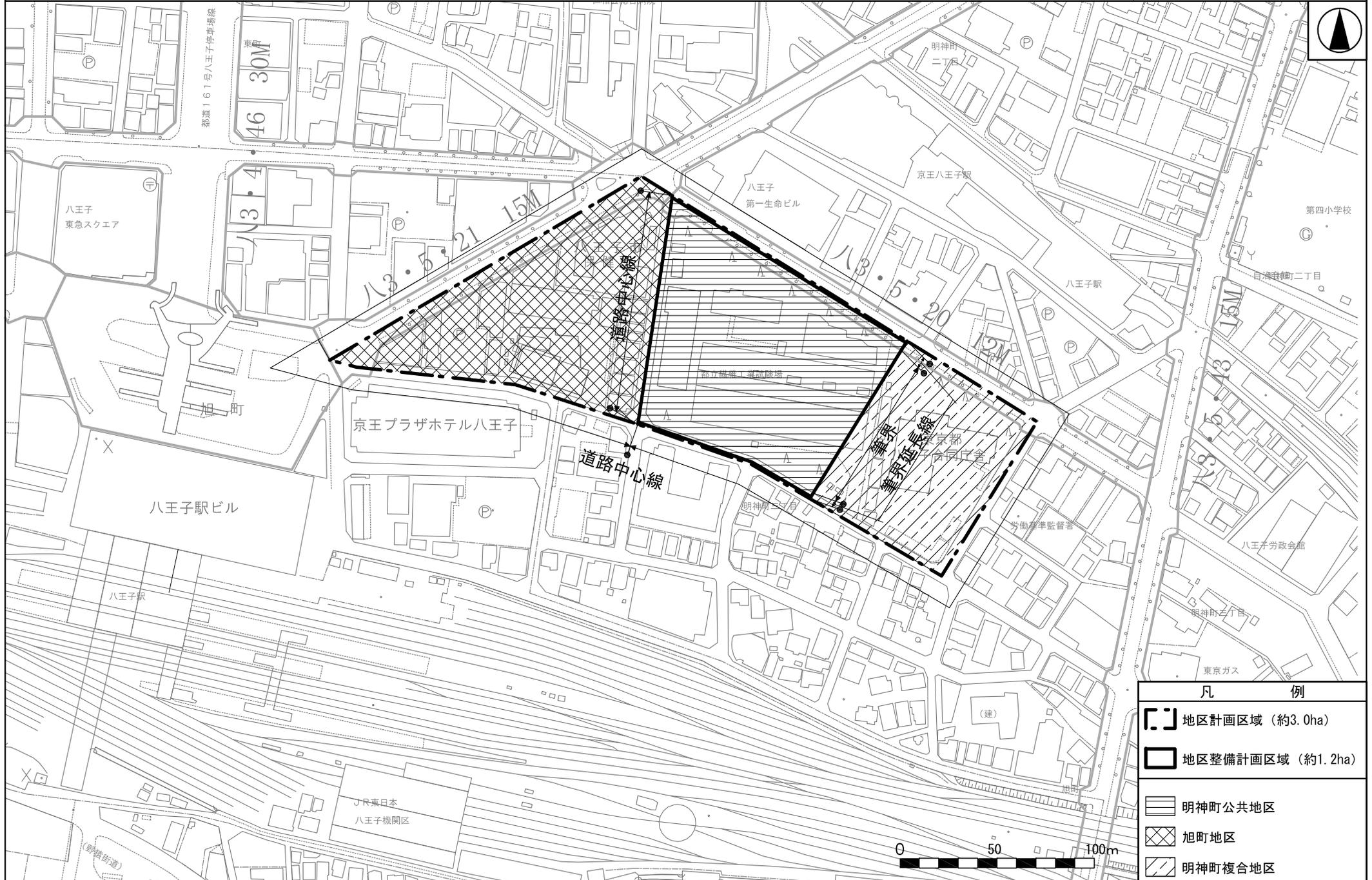
八王子都市計画地区計画 旭町・明神町地区地区計画 位置図 [八王子市決定]



凡 例

-  地区計画区域
-  地区整備計画区域

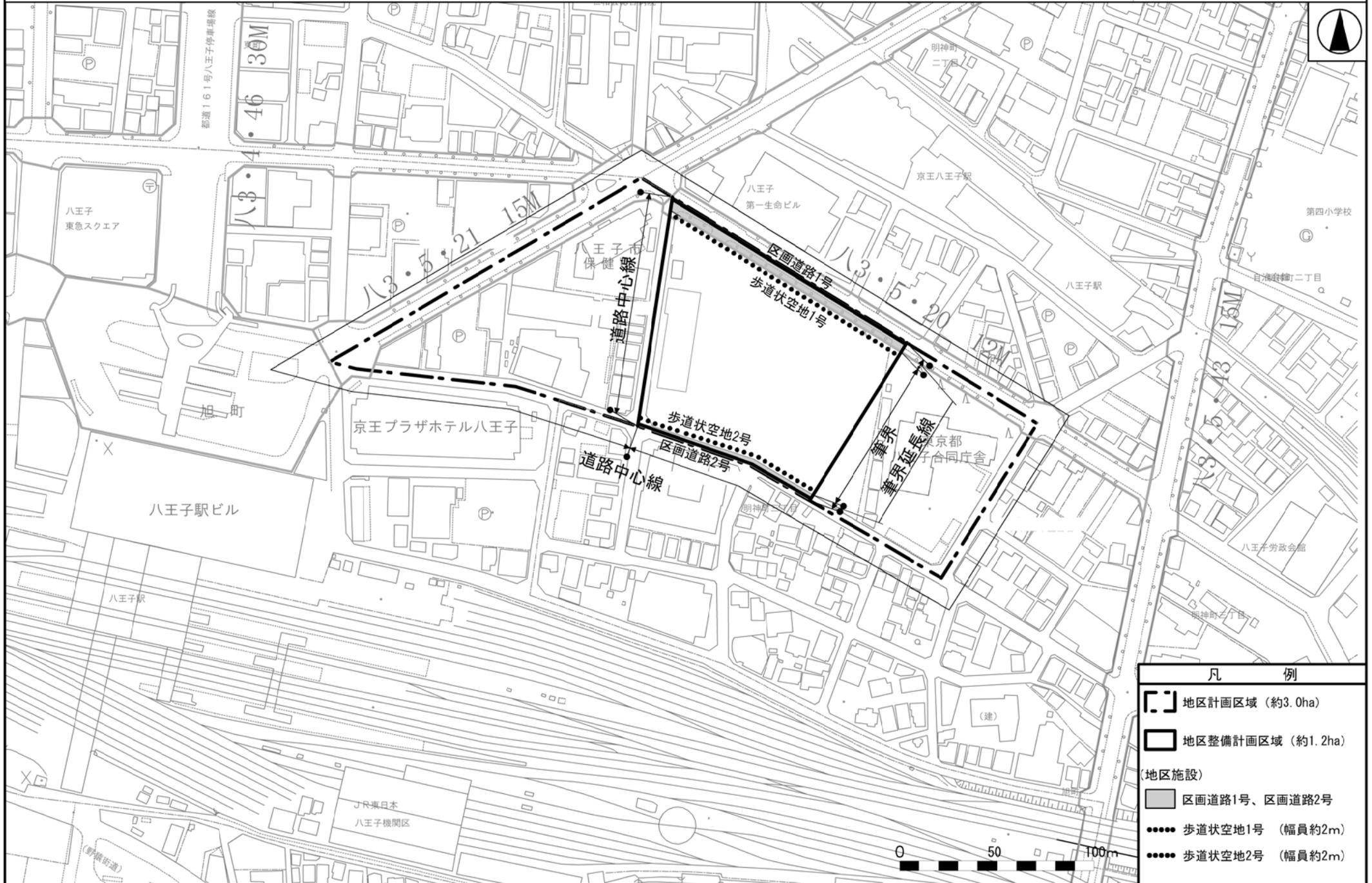




凡 例	
	地区計画区域 (約3.0ha)
	地区整備計画区域 (約1.2ha)
	明神町公共地区
	旭町地区
	明神町複合地区

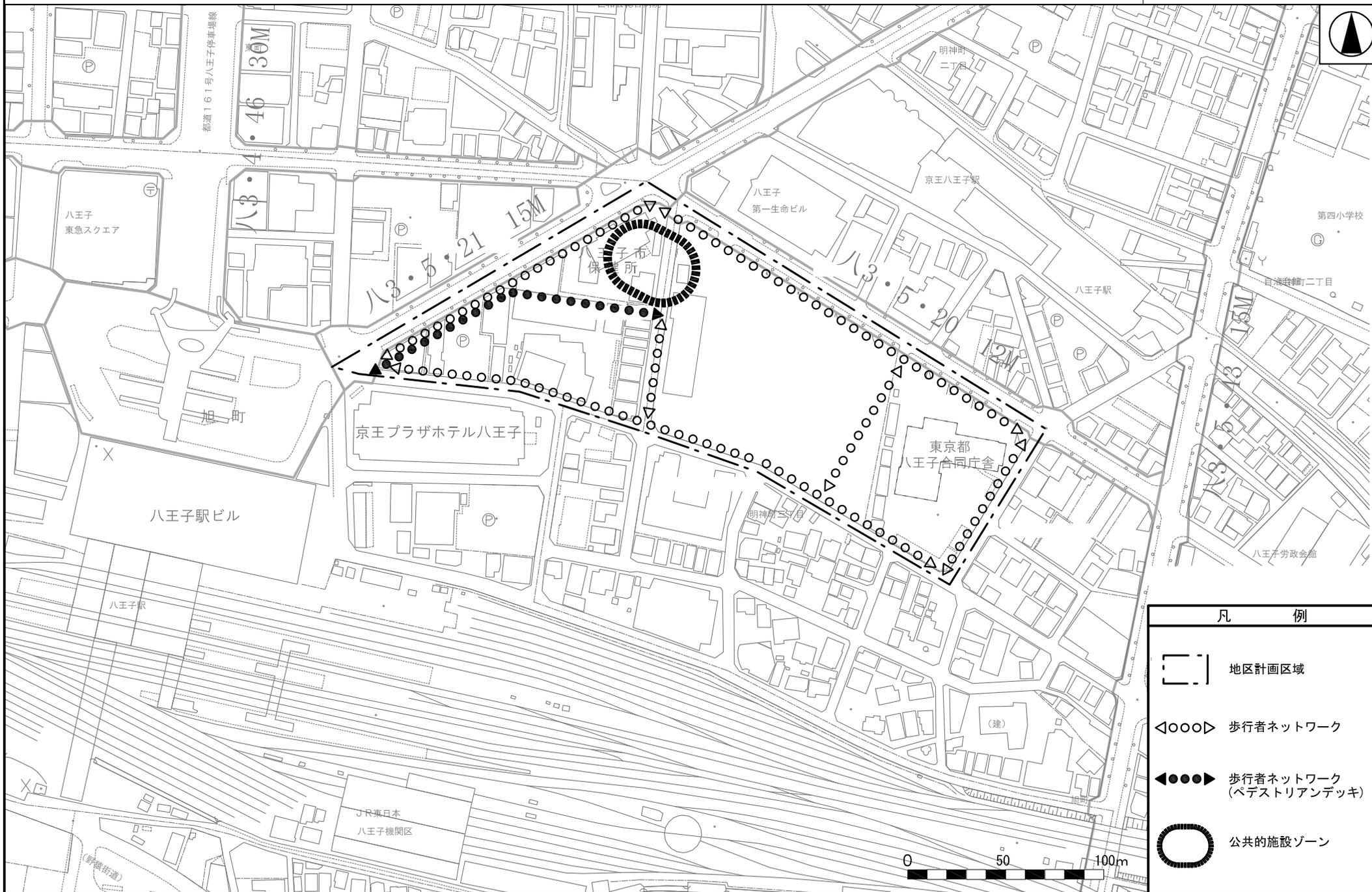
「この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図(平成27年度版)を使用したものである。無断複製を禁ず。
 (承認番号 28都市基交測第50号、許諾番号 MMT利許第27053号-84)」平成28年7月12日

(承認番号) 28都市基街都第58号、平成28年6月9日
 (承認番号) 28都市基交第229号、平成28年6月13日



凡 例	
	地区計画区域 (約3.0ha)
	地区整備計画区域 (約1.2ha)
(地区施設)	
	区画道路1号、区画道路2号
	歩道状空地1号 (幅員約2m)
	歩道状空地2号 (幅員約2m)

「この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図(平成27年度版)を使用したものである。無断複製を禁ず。
 (承認番号 28都市基交測第50号、許諾番号 MM T利許第27053号-84)」平成28年7月12日
 (承認番号) 28都市基街都第58号、平成28年6月9日
 (承認番号) 28都市基交第229号、平成28年6月13日



凡 例	
	地区計画区域
	歩行者ネットワーク
	歩行者ネットワーク (ペDESTリアンデッキ)
	公共的施設ゾーン

八王子都市計画地区計画の決定（八王子市決定）

都市計画旭町・明神町地区地区計画を次のように決定する。

名 称	旭町・明神町地区地区計画	
位 置 ※	八王子市旭町及び明神町三丁目各地内	
面 積 ※	約 3.0 ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、JR 八王子駅と京王八王子駅に近接する本市の中心部に位置し、東京都八王子合同庁舎や八王子市保健所等の公共公益施設が立地するなど、中心市街地のにぎわいの形成に寄与してきた地区である。</p> <p>八王子市都市計画マスタープランでは、本地区を中心商業・業務複合地と位置付け、また、八王子市中心市街地まちづくり方針では、センターコア・ゾーンとして、産業交流拠点整備に併せ土地利用転換を促進し、にぎわいを生み出す魅力的な施設の誘導や都市基盤の改善を図るなどとしている。</p> <p>これらを踏まえ、本地区は、中心市街地の新たな広域交流の場として、広場や歩行者空間の整備を促進しつつ、商業・業務・住居・公共公益施設等、市街地の活性化に寄与する多様な都市機能の集積を図り、八王子の新しい「顔」にふさわしいゆとりある快適な都市空間の形成を目指す。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>地区を3区分し、それぞれの方針を次のように定める。ただし、連続性のある歩行者空間や、賑わいと交流を配慮したまとまりのあるオープンスペースを検討する場合は、当地区全地区で対応する。</p> <p><旭町地区></p> <p>来街者と市民が交流する新たな集いの場の創出や駅周辺の回遊性向上のため、広場や歩行者空間の適正配置を図るとともに、地区の特性に応じた施設の立地誘導を図る。</p> <p><明神町公共地区></p> <p>駅周辺の回遊性向上のため、歩行者空間の確保を図るとともに、産・学・公をはじめとする多様な交流・連携の促進や公共サービスの一体化に資する産業交流複合施設を誘導する。</p> <p><明神町地区></p> <p>駅周辺の回遊性向上のため、歩行者空間の確保や、土地の高度利用を図るとともに、地区の特性に応じた施設の立地誘導を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	地区内に計画的に配置される区画道路及び、歩道状空地の機能が損なわれないよう維持・保全を図る。
	建築物等の整備の方針	環境・景観に配慮したゆとりある快適な都市空間の形成を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。

地区整備計画	位置 ※		八王子市明神町三丁目地内			
	面積 ※		約1.2ha			
	地区施設の配置及び規模	道路	名称	幅員	延長	備考
			区画道路1号	6m(全幅12m)	約140m	既設
			区画道路2号	3m(全幅6m)	約100m	既設
		その他の公共空地	名称	幅員	延長	備考
			歩道状空地1号	2m	約140m	新設(建築敷地に含めることができる。)
			歩道状空地2号	2m	約100m	新設(建築敷地に含めることができる。)
	建築物等に関する事項	地区の区分	名称	明神町公共地区		
			面積	約1.2ha		
建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1.カラオケボックスその他これに類するもの 2. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 3. キャバレー、料理店その他これらに類するもの 4. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項の規定に該当する営業に係るもの 5. 自動車教習所 6. 危険物の貯蔵又は処理に供するもの(建築物に付属するものを除く。)				
建築物の敷地面積の最低限度		5,000㎡				
壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、3m以上としなければならない。				
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1. 建築物等の外観の形態及び色彩は、周囲の環境に調和したものとする。 2. 屋上及び屋外設置物は周囲からの景観に配慮したものとする。 3. 屋外広告物は、過大とならずに周囲の環境と調和するよう色彩、大きさ及び設置場所に留意し、良好な景観形成、風致を損なわないものとする。					

※印は、知事協議事項

「区域、地区の区分、地区施設の配置については、計画図表示とおり」

(理由) 中心市街地の新たな広域交流の場として、ゆとりある快適な都市空間の形成を目指すため地区計画を決定する。